

# 重 要

平成30年1月4日

会 員 各 位

公益社団法人  
府中市シルバー人材センター

## 平成29年分支払証明書の送付に伴う所得税の取扱いについて

シルバー人材センターの配分金収入等(以下、「配分金」といいます。)は、所得税法上では**雑所得**として扱われ、下記に該当する場合には確定申告の必要があります。

つきましては、平成29年分の配分金支払証明書を1月下旬頃に郵送いたします。

これは、会員の皆さんが平成29年1月から12月までの期間に就業して得た配分金収入の合計額を証明したものです。(平成29年2月24日支払分から平成30年1月25日支払分)

### 平成29年分 所得税の確定申告の要否について

#### I 【配分金のみの収入がある方】

#### II 【配分金と公的年金等の収入だけの方】

【年間配分金額－必要経費等の控除額65万円】の差額が  
【基礎控除額38万円＋配偶者控除額及び扶養親族控除額＋その他の控除額】の合計額を超えますか

公的年金等の収入が400万円以下ですか

はい

いいえ

はい

いいえ

確定申告が必要

申告不要

配分金の収入が85万円以下ですか

はい

いいえ

申告不要

確定申告が必要

※控除対象配偶者及び扶養親族に対する控除額

区 分		控除額
控除対象配偶者	一般 70歳未満	38万円
	老人 70歳以上	48万円
控除対象扶養親族	一般 16～18歳	38万円
	23～69歳	
	特定 19～22歳	63万円
	老人 70歳以上	同居老親 58万円
	同居老親以外	48万円

※生命保険契約等に基づく年金は公的年金等には含まれません。

※就業の際に必要な交通費等は、必要経費等の控除額65万円に含まれます。

※確定申告の際の医療費控除について、領収証の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

※ I・II 以外の場合、その他所得控除に関する事等、確定申告の詳細については最寄りの税務署におたずねください。

武蔵府中税務署 TEL 362-4711

◎所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳細は、府中市役所におたずねください。

府中市役所(代表) TEL 364-4111